

大規模小売店舗の届出事項の変更に関する公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項及び第2項の規定により次のとおり大規模小売店舗の変更について届出があったので、関係書類を令和6年5月14日から4月間、鹿児島県商工労働水産部商工政策課及び南薩地域振興局総務企画部において縦覧に供する。

なお、法第8条第2項の規定により意見を述べようとするものは、「(1)意見 (2)意見を述べる理由 (3)氏名及び住所（団体にあっては、名称、代表者の氏名及び事務所の所在地） (4)大規模小売店舗の名称及び所在地」を記載した意見書を、令和6年5月14日から4月以内に、鹿児島県商工労働水産部商工政策課に到着するよう提出すること。

令和6年5月9日

鹿児島県知事 塩田康一

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

タイヨー指宿店

指宿市湊一丁目10番17号

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

ア 変更前 株式会社タイヨー 代表取締役 清川継一郎

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

イ 変更後 タイヨーホールディングス合同会社 業務執行者 清川継一郎

鹿児島県鹿児島市南栄三丁目14番地

(2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

ア 変更前 3,272㎡

イ 変更後 2,000㎡

(3) 駐車場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 125台

イ 変更後 第1駐車場 83台

(4) 駐輪場の位置及び収容台数

ア 変更前 第1駐車場 16台

第2駐車場 22台

第3駐車場 3台

イ 変更後 第1駐車場 24台

第2駐車場 21台

第3駐車場 13台

(5) 荷さばき施設の位置及び面積

ア 変更前 荷さばき施設(1) 26.9㎡

荷さばき施設(2) 24.5㎡

荷さばき施設(3) 31.5㎡

荷さばき施設(4) 31.5㎡

イ 変更後 荷さばき施設(1) 62.0㎡

(6) 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

ア 変更前 廃棄物保管庫(1) 19.2㎡

イ 変更後 廃棄物保管庫(1) 10.9㎡

(7) 駐車場の自動車の出入口の数及び配置

ア 変更前 出入口の数 3箇所

位置 店舗敷地 北側・東側

イ 変更後 出入口の数 3箇所

位置 店舗敷地 北側・東側

3 変更年月日

(1) 2の(1) 令和6年4月1日

(2) 2の(2)~(7) 令和6年12月19日

4 届出年月日

令和6年4月18日